

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第197号	
事故等名	乗揚	
発生日時	平成22年7月14日 17時15分ごろ	
発生場所	広島県尾道市因島北方沖 大浜埼灯台から真方位282° 1,500m付近 (概位 北緯34° 21.6′ 東経133° 09.4′)	
事故等調査の経過	平成22年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第八三<sup>さんえい</sup>榮丸、433トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 130604、大洋海運有限公司</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、四級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船体中央部船底に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、砂約700m <sup>3</sup> を積載し、船首約3.80m、船尾約4.80mの喫水で因島北方沖を対地速力約6.5ノットとして手動操舵により東進中、平成22年7月14日17時15分ごろ、浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約0.8m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、因島北方沖を東進中、航程を短縮するため、浅瀬が存在する因島と細島間を航行する際、船長が大尺度の海図により因島と細島間の水深を確認していなかったことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、因島北方沖を東進中、船長が、浅瀬が存在する因島と細島間を航行する際、水深を確認していなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	